

平成22年4月2日

第2168号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

- 救急病院の認定（165・医務薬事課）…………… 1  
 ○建設業の許可の取り消し（166・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 1

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2  
 ○土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 2  
 ○県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）…………… 2  
 ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）…………… 2  
 ○土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 3  
 ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 3  
 ○土地改良区の合併の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 4

## 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（24）…………… 4  
 ○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（25）…………… 4

## 公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施（29・警察本部運転免許センター）…………… 5  
 ○教習指導員審査の実施（30・警察本部運転免許センター）…………… 6  
 ○技能検定員審査の実施（31・警察本部運転免許センター）…………… 7  
 ○教習指導員審査の実施（32・警察本部運転免許センター）…………… 8

## 告 示

## 秋田県告示第165号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3番1	平成25年3月31日

## 秋田県告示第166号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年3月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社泉澤鉄工所  
鹿角市花輪字柳田73番地  
代表取締役 泉 澤 克 彦  
秋田県知事許可（般-17）第8378号
- 3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### 4 処分の原因となった事実

平成22年3月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 申請のあった年月日

平成22年3月17日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田県糖尿病対策推進協議会

#### 3 代表者の氏名

山田 祐一郎

#### 4 主たる事務所の所在地

秋田市本道一丁目1の1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、主に秋田県で糖尿病診療に携わる医師やコメディカルなどの医療従事者、糖尿病患者及び家族に対して、糖尿病診療に関する正しい知識の普及・啓発等に関する事業を行い、もって保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 就任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字僧ヶ沢5番地2

門 間 裕

県営土地改良事業（猿田沢地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成22年2月26日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市宮内字上下野134番地

佐 藤 信 一

〃 玉ノ池字元屋布290番地

豊 嶋 莊一郎

〃 埋田字用堰北21番地1

鈴 木 誠

〃 薬師堂字上二本木37番地

菅 原 正 明

〃 葛法字判所66番地

三 浦 文 夫

〃 船岡字小谷地16番地1

佐々木 隆 志

〃 藤崎字後野206番地

田 口 功

〃 出戸町字赤沼下道24番地

工 藤 守

#### 2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市宮内字上下野134番地

佐 藤 信 一

〃 玉ノ池字元屋布82番地

斎 藤 久 義

由利本荘市埋田字用堰北21番地 1	鈴木 誠
〃 薬師堂字上野32番地	富 樫 公 一
〃 葛法字判所66番地	三 浦 文 夫
〃 船岡字小谷地16番地 1	佐々木 隆 志
〃 藤崎字後野206番地	田 口 功 守
〃 出戸町字赤沼下道24番地	工 藤 守
3 退任監事の住所及び氏名	
由利本荘市出戸町字円正脇53番地	岡 本 文 典
〃 葛法字滝ノ沢28番地	阿 部 和 則
〃 松街道20番地	大 門 護
4 就任監事の住所及び氏名	
由利本荘市出戸町字円正脇53番地	岡 本 文 典
〃 葛法字滝ノ沢28番地	阿 部 和 則
〃 松街道20番地	大 門 護

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、秋田県七滝土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町飯詰字轉町53番地の1

本 間 純 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市西木土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
仙北市西木町小淵野字後川121番地	佐 藤 富 一
〃 西木町上荒井字古堀田171番地	伊 藤 常 孝
〃 田沢湖角館東前郷字中関142番地 3	藤 川 雅 彦
〃 西木町小淵野字山崎136番地	鶴 田 恭 悦
〃 西木町門屋字上門屋28番地 1	佐 藤 一 平
〃 西木町上荒井字西野30番地 1	佐 藤 久 一
〃 西木町西荒井字番屋120番地	芳 賀 昌 平
〃 〃 字塚野腰93番地 4	芳 賀 盛 耕
〃 田沢湖角館東前郷字赤平191番地	伊 藤 和 彦
〃 西木町門屋字屋敷田26番地	佐 藤 清 太 郎
〃 西木町上荒井字田屋103番地	高 橋 秋 男
〃 西木町西明寺字堂村174番地	江 橋 幸
〃 〃 字荒町東136番地	新 山 昌 樹
〃 西木町上荒井字上橋元519番地	伊 藤 長 三
〃 西木町小淵野字小淵野194番地	佐 藤 二 郎
2 就任理事の住所及び氏名	
仙北市西木町小淵野字後川121番地	佐 藤 富 一
〃 西木町門屋字屋敷田26番地	佐 藤 清 太 郎
〃 〃 字上門屋28番地 1	佐 藤 一 平
〃 西木町小淵野字山崎196番地	高 橋 博 紀
〃 西木町上荒井字西野30番地 1	佐 藤 久 一
〃 西木町西荒井字番屋120番地	芳 賀 昌 平
〃 〃 字塚野腰93番地 4	芳 賀 盛 耕
〃 西木町小淵野字小淵野194番地	佐 藤 二 郎
〃 西木町上荒井字古堀田171番地	伊 藤 常 孝
〃 西木町西明寺字荒町東136番地	新 山 昌 樹



由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036
北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,788
仙北市	8,658
南秋田郡	7,622

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成22年 4 月 2 日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

#### 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

#### 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成22年 5 月 7 日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
  - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。
  - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成22年 4 月 5 日（月）から同月 9 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、22,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成22年5月7日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
 

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成22年4月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、13,300円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 （二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知	2,750円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。  
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

**秋田県公安委員会告示第31号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成22年4月2日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

## 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大白二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

## 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成22年5月7日（金）午前10時から

- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 技能検定員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

## (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成22年4月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては24,700円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,100円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 （大・中型）に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 （普通）に係る額	技 能 検 定 員 審 査 （大・中・普通）以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円

4	自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5	技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,650円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては4,600円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,600円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

**秋田県公安委員会告示第32号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年 4 月 2 日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

## 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大自二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

## 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成22年 5 月 7 日（金）午前10時から

- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 教習指導員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

## (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成22年 4 月 5 日（月）から同月 9 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。



## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては15,650円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 (大型・中型)に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 (普通)に係る額	教 習 指 導 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

- 備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,750円を減ずる。
- 2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

## 正 誤

平成21年8月14日(第2105号)掲載の秋田県告示第374号(道路区域の変更)  
(原稿誤り)

2ページの表中、

区	間
A	大館市赤石字大道添22番2地先から板沢字愛宕下149番2まで

B	大館市赤石字大道添30番3から板沢字愛宕下149番2まで
---	------------------------------

は、

	区 間
A	大館市赤石字大道添30番3から板沢字愛宕下149番2まで
B	大館市赤石字大道添22番2地先から板沢字愛宕下149番2まで

の誤り

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王七丁目5番29号